

令和3年度

山鹿市財政健全化及び経営健全化審査意見書

山鹿市監査委員

山 監 N 3 - 1 0 号

令和 4 年 8 月 1 7 日

山鹿市長 早 田 順 一 様

山鹿市監査委員 木 村 三 洋

山鹿市監査委員 永 田 紘 二

令和3年度山鹿市財政健全化及び経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

## 目 次

第 1	審査の基準	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の評価項目	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	審査の実施内容	2
第 7	審査の結果	2
第 8	審査意見	2
1	健全化判断比率	2
( 1 )	総合意見	
( 2 )	個別意見	
( 3 )	是正改善を要する事項	
2	資金不足比率	3
( 1 )	総合意見	
( 2 )	個別意見	
( 3 )	是正改善を要する事項	
<b>【健全化判断比率及び資金不足比率の状況】</b>		
	健全化判断比率の状況	5
	実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況	6
	実質公債費比率の状況	7
	将来負担比率の状況	8
	実質収支額の状況	9
	資金不足比率の状況（法適用企業）	10
	資金不足比率の状況（法非適用企業）	11

#### 注 記

- 1 文中に用いる金額は、原則として万円単位で表示している。
- 2 表中及び文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 表中の「0.0」は、該当数値はあるが、表示単位未満のものも含まれ、「-」は、該当数値のないものである。
- 4 文中に用いる「ポイント」とは、百分率(%)の単純差引である。
- 5 表中及び算式中で負の値となるものは、値の前に「-」を付している。
- 6 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

## 令和3年度 財政健全化及び経営健全化審査意見書

### 第1 審査の基準

山鹿市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査

### 第3 審査の対象

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・健全化判断比率は次の4つの指標からなる・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、  
実質公債費比率、将来負担比率

区 分		会 計 名	各比率の対象範囲			
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計				
介護保険事業特別会計						
後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計		法適用企業	水道事業会計			
			病院事業会計			
			下水道事業会計			
		法非適用企業	農業集落排水事業特別会計			
一部事務組合・広域連合						
地方公社・第三セクター等						

財産区は、当該地方公共団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、財産区特別会計は除く。

資金不足比率は会計ごとに算出される。

### 第4 審査の評価項目

- 1 審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の適法性
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性

## 第5 審査の実施場所及び日程

山鹿市庁舎において令和4年7月27日から同年8月1日までの間で実施した。

## 第6 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を各決算書類及び証書類等と照合し、関係職員の説明を求め、評価項目について審査した。

## 第7 審査の結果

上記第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認めた。

## 第8 審査意見

### 1 健全化判断比率

#### (1) 総合意見

健全化判断比率は、以下のとおりであり、いずれも早期健全化基準を下回っていることが認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	対前年度 増 減 (A - B)	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	-	-	-	12.61	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-	17.61	30.00
実質公債費比率	9.4	9.5	0.1	25.0	35.0
将来負担比率	-	-	-	350.0	-

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、いずれも発生しないため、「-」表示とした。

#### (2) 個別意見

##### 実質赤字比率について

令和3年度の一般会計等に係る実質収支額が23億4,163万円の黒字であり、実質赤字額が発生しないため、実質赤字比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。なお、早期健全化基準は12.61%である。

##### 連結実質赤字比率について

令和3年度の全会計に係る連結実質収支額が37億3,962万円の黒字であり、連結実質赤字額が発生しないため、連結実質赤字比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。なお、早期健全化基準は17.61%である。

実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は9.4%となっており、前年度の9.5%から0.1ポイント減少した。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態にあると認められる。

将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2 資金不足比率

(1) 総合意見

資金不足比率は、以下のとおりであり、いずれの会計も資金不足額が発生せず、資金不足比率は算定されないことが認められた。

(単位：%)

	会 計 名	資 金 不 足 比 率		経営健全化 基 準
		令和3年度	令和2年度	
法適用	水道事業会計	-	-	20.0
	病院事業会計	-	-	20.0
	下水道事業会計	-	-	20.0
法非適用	農業集落排水事業特別会計	-	-	20.0

資金不足比率は、いずれも算定されないため、「-」表示とした。

(2) 個別意見

資金不足比率について

(注) 以下、「流動負債額」は建設改良費等の財源に充てる企業債借入金等を控除した額である。

ア 法適用企業

(ア) 水道事業会計

流動資産額5億4,000万円が、流動負債額1億710万円より大きく、資金不足額が発生しないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。

(イ) 病院事業会計

流動資産額9億7,630万円が、流動負債額7億5,356万円より大きく、資金不足額が発生しないため、資金不足比率は算定されない。

当年度純利益は5億3,920万円であり、前年度繰越欠損金と合わせて、当年度未処理欠損金は3億484万円となった。

今後は一般会計からの長期借入金の償還が再開されることから、引き続き病院改革プランに基づき、経営健全化に取り組まれない。

(ウ) 下水道事業会計

流動資産額2億3,486万円が、流動負債額6,713万円より大きく、資金不足額が発生しないため、資金不足比率は算定されない。なお、財務の短期的な支払能力の判断指標である流動比率は54.9%で、前年度から6.3ポイント低下しており、依然として一般的な目安とされる200%を大幅に下回る状態である。

今後も更新時期を迎えた施設の改修及び更新に多額の費用が見込まれることから、経営健全化の取組をより一層強化されたい。

イ 法非適用企業

(ア) 農業集落排水事業特別会計

歳入額、歳出額ともに7億4,957万円であり、資金不足額が発生しないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。



## 【健全化判断比率及び資金不足比率の状況】

### I 健全化判断比率の状況

(単位:千円・%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公費費比率	将来負担比率
令和3年度数値	-	-	9.4	-
早期健全化基準	12.61	17.61	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「-」で表示。

標準財政規模	うち臨時財政対策債発行可能額
17,631,866	711,795

① 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円・%)

区 別	会 計 名	実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	2,341,633
小 計 ①		2,341,633
標 準 財 政 規 模		17,631,866
実 質 赤 字 比 率		△ 13.28

区 別	会 計 名	実質収支額
一般会計等以外の特別 会計のうち公営企業に係 る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	140,903
	介護保険事業特別会計	413,618
	後期高齢者医療特別会計	20,076
小 計 ②		574,597

区 別	会 計 名	資金不足・剰余額
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計	432,910
	病 院 事 業 会 計	222,748
	下 水 道 事 業 会 計	167,735
法 非 適 用 企 業	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	0
小 計 ③		823,393

合 計 (①+②+③)		3,739,623
標 準 財 政 規 模(再掲)		17,631,866
連 結 実 質 赤 字 比 率		△ 21.20

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の負の数字は黒字を意味する。

## ② 実質公債費比率の状況

(単位:千円・%)

	①	②	③	④	⑤	⑥
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる繰 入金	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額
令和元年度	3,532,035	1,111,082	255	34,730	86	80,316
令和2年度	3,866,942	989,223	432	34,880	216	77,751
令和3年度	3,949,433	936,089	304	93,663	111	99,058

	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正によ り基準財政需要 額に算入された 元利償還金及び 準元利償還金(た だし、②～⑤に 係るものについ ては、地方債の 元利償還額を基 礎として算入さ れたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和元年度	601,628	2,696,807	62,678	6,220,586	9,893,645	541,722
令和2年度	572,412	2,882,735	59,528	6,453,834	9,993,826	576,804
令和3年度	533,486	2,965,912	58,955	6,226,745	10,693,326	711,795

実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3ヵ年平均)
9.30255	9.4
9.61723	
9.39488	

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

- A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。) (①)  
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(「元利償還金」) (②～⑤)  
 C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 (⑥)  
 D : 地方債の係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額に算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に算入された額(「算入準公債費の額」) (⑦～⑨)  
 E : 標準的な規模の収入額(「標準財政規模」) (⑩～⑫)

### ③ 将来負担比率の状況

#### 将来負担額 A

(単位:千円)

地方債の 現在高	債務負 担行為 に基 づく支 出予 定額	公営企業 債等繰 入見込 額	組合 負担等 見込額	退職手 当負担 見込額	設立 法人の 負債額 等負担 見込額	地方債			連結実質 赤字額	組合連結 実質赤字 額負担 見込額
						地方 道路 公社	土地 開発 公社	第三 セク ター 等		
32,403,342	0	7,465,231	0	4,050,552	0	0	0	0	0	0

#### 充当可能財源等 B

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	うち		基準財政需要 額算入見込額
		都市計画税	都市計画税	
16,051,126	569,200	569,200	569,200	29,852,125

#### 将来負担比率

(単位:千円)

将来負担額A	充当可能財源等B	A - B	将来負担比率(%)
43,919,125	46,472,451	△ 2,553,326	
=			
標準財政規模C	算入公債費等の額D	C - D	-
17,631,866	3,558,353	14,073,513	

## II 実質収支額の状況

(一般会計等に係る実質収支額)

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4) (5~9-10)		
					継続費通次 繰越額(5)	繰越明許費 繰越額(6)
一般会計	33,108,351	30,606,435	2,501,916	160,283	0	1,407,115
合 計	33,108,351	30,606,435	2,501,916	160,283	0	1,407,115

会計名	( 翌年度に繰り越すべき財源(4) (5~9-10) )				実質収支額(11) (3)-(4)	地方債残高(12)
	事故繰越繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る未 収入特定財源 (10)		
一般会計	287,422	0	0	1,534,254	2,341,633	32,403,342
合 計	287,422	0	0	1,534,254	2,341,633	32,403,342

(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額) (単位:千円)

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4) (5~9-10)		
					継続費通次 繰越額(5)	繰越明許費 繰越額(6)
国民健康保険 事業特別会計	6,993,879	6,852,976	140,903	0	0	0
介護保険事業 特別会計	7,041,982	6,628,364	413,618	0	0	0
後期高齢者医療 特別会計	843,785	823,709	20,076	0	0	0
合 計	14,879,646	14,305,049	574,597	0	0	0

特別会計名	( 翌年度に繰り越すべき財源(4) (5~9-10) )				実質収支額(11) (3)-(4)
	事故繰越繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る未 収入特定財源 (10)	
国民健康保険 事業特別会計	0	0	0	0	140,903
介護保険事業 特別会計	0	0	0	0	413,618
後期高齢者医療 特別会計	0	0	0	0	20,076
合 計	0	0	0	0	574,597

### Ⅲ 資金不足比率の状況（法適用企業）

（単位：千円・％）

特別会計名	(1) a-b-c-d-e (-f)							(2) 算入地方債
	流動負債 a	控除企業債 等 b	控除未払金 等 c	控除額 d	PFI建設事 業費等 e	土地前受金 f（宅造）		
水道事業会計	107,099	332,145	225,046	0	0	0	-	0
病院事業会計	753,555	1,201,367	447,812	0	0	0	-	0
下水道事業会計	67,130	427,448	360,318	0	0	0	-	0

特別会計名	(3) g-h-i(-j)					(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 令3条1項 の額・令 4条の額 (1)+(2)-(3)
	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差 額 j (宅造)				
水道事業会計	540,009	540,009	0	0	-	-	-	△ 432,910
病院事業会計	976,303	976,303	0	0	-	-	-	△ 222,748
下水道事業会計	234,865	234,865	0	0	-	-	-	△ 167,735

特別会計名	(7) 解消可能 資金不足額	(8) 資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	(9) 資金不足額 (資金不足 比率)	(10) 営業収益の 額-受託工 事収益の額	(11) k+l (宅造のみ)		
					うち指定管理 者利用料金	資本+負債 k	PFI建設事業費 等のうち流動負 債に係るリース 債務 l
水道事業会計	0	432,910	-	421,595	0	-	-
病院事業会計	0	222,748	-	3,226,277	0	-	-
下水道事業会計	0	167,735	-	669,993	0	-	-

特別会計名	(12) 事業の規模 (10)or(11)	資金不足 比率 (9)/(12)	(13) 繰越欠損金	標準財政 規模比率 (8)/(x)
水道事業会計	421,595	-	0	2.5
病院事業会計	3,226,277	-	304,838	1.3
下水道事業会計	669,993	-	0	1.0

標準財政規模(x)	17,631,866
-----------	------------

#### IV 資金不足比率の状況（法非適用企業）

（単位：千円・％）

特別会計名	(1) 歳出額	(2) 算入地方債	(3)				
			$s-t1-t2-t3-t4-t5+t6$	歳入額 s	継続費通次 繰越額 t1	繰越明許費 繰越額 t2	事故繰越 繰越額 t3
農業集落排水事業 特別会計	749,568	0	749,568	749,568	0	0	0

特別会計名	( (3) $s-t1-t2-t3-t4-t5+t6$ )				(3') 繰上充用金	(3'') 土地収入見 込額(宅造)
	事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	未収入特定 財源 t6	うち事業繰越 等にかかるも の t6'		
農業集落排水事業 特別会計	0	0	0	0	0	-

特別会計名	(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 令3条1項 の額・令 4条の額 (1)+(2)-(3)	(7) 解消可能 資金不足額	(8) 資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	(9) 資金不足額 (資金不足 比率)
農業集落排水事業 特別会計	-	-	0	0	0	-

特別会計名	(10) 営業収益の 額－受託工 事収益の額		(11) 資本＋負債 (宅造のみ)	(12) 事業の規模 (10)or(11)	資金不足 比率 (9)/(12)	標準財政 規模比率 (8)/(x)
	うち指定管理 者利用料金					
農業集落排水事業 特別会計	169,480	0	0	169,480	-	-

標準財政規模(x)	17,631,866
-----------	------------